

令和 5 年 5 月 30 日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(1) (株)大阪水道総合サービスの中期計画の変更について	2
(2) 大阪市住宅供給公社の中期計画の変更について	8
(3) (公財)大阪国際交流センターの令和 5 年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について	11
(4) (社福)大阪社会医療センターの令和 5 年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について	13
(5) (株)大阪港トランスポートシステムの令和 5 年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について	14
(6) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 7 条第 6 項に基づく報告について	15

開会

開会 午後 1 時 30 分

【上塚法人担当課長】 それでは、定刻になりましたので、第207回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員に御出席いただきしており、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題（１）、（２）の「外郭団体の中期計画の変更について」、（３）から（５）の「外郭団体の令和 5 年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について」、（６）の「大

阪市外郭団体への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について」は公開で、(7)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針に定める規程に基づく役員公募選考結果について」は法人情報ですので、非公開で行います。

(1) (株)大阪水道総合サービスの中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

株式会社大阪水道総合サービスにおいて中期計画が変更され、所管所属である水道局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、併せて御報告いたします。

内容につきましては、所管所属より御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について、所管所属より説明をお願いいたします。

【水道局】 水道局で企画課長をしています西原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、資料は中期計画の概要というもの、こちらを使いまして、変更点を中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、中期計画の概要の最初のページのところは変更ないんですが、ここで、前提として、1番のところでは本市の行政目的等を書いておりまして、ここでは、水道局は、近畿圏においては高い技術力を持つ大規模な水道事業者であります。ですので、周り、近畿圏には中小の水道事業体も多くございまして、職員数が少なかったりして技術が不足しているところもありますので、そちらから要請がございます。それに対して、業務の支援ですとか、その団体の職員の育成とかを支援しているというのが水道局の行政目的です。その行政目的を達成するには、水道局の職員だけでは足りませんので、大阪水道総合サービスを

外郭団体に指定し、その支援業務の一翼を担ってもらっていると、こういうものでございまして、そういった局が求める目標に対して、総合サービスの方で中期計画を立てているところでございます。その2番のところの期間ですけれども、中期目標、中期計画、両方とも今年度が最終年度になっております。

3番の外郭団体の事業経営の具体的な内容のところ、右側の方が中期計画になりますけれども、そこで、今回変更の対象になる事業の方は、(1)のア、技術支援事業というところになりまして、こちらの事業につきましては、先ほど言ったように、他都市から水道局に対して業務の支援要請がございまして、それに対して、水道局とその自治体で協定を交わしまして実施するんですが、水道局が実施するに当たっては、水道総合サービスの方に実務的な面も担ってもらって一緒にやって応える。そのために、水道総合サービスの方では必要な人材の確保や育成をしていっているという事業でございまして。

これに対して、次のページに行っていただくと、中期目標なり計画なりの目標を定めているページになるんですけど、今回、変更対象となるのは右側の中期計画の中の指標Ⅰ－1、こちらがそういった他都市から支援要請があった場合、その他都市の水道事業体と大阪市とで契約を結ぶんですが、その支援業務がありまして、その業務量のうち、外郭団体である大阪水道総合サービスが担う業務量を指標として設定してございまして、その目標値として、今回変更になるのは令和5年度、別紙に示す8名分の業務量以上というところで、括弧書きを含めて赤字のところが今回の変更箇所です。

変更箇所を説明させていただくには、この別紙と書いているところを見ながら説明させていただきますので、スライドでいきましたら次の次になりますでしょうか、縦書きみたいな感じで、右上に別紙と書いている表があると思うんですけど、その下段にある表、令和5年度の支援業務と分野ごとの業務量、これが、今回の変更対象になっているところです。これは中期計画の内容なんですけど、このように、業務名、それから必要な職種に分けて、その業務に対して何名分の業務量が支援には必要なんだと。その業務量に対して、誰が従事するのかというのを書いた表でございまして。この年度が始まる前年度に中期計画でこの表を定めたんですが、それを追加して他都市の事業体の方から支援要請がございました。それによりまして、この表の中でしたら、必要職種の、まず土木というところの、2名でアンダーバーを引いていますけど、ここはもともと1名だったんですが、支援業務が増えましたので、2名分の業務量が必要になったと。それから、ちょっと下に行きまして、機械の職種の人に対して、こちら、もともと変更前は1名だったのが2名

の業務量が必要になったと。そのうち、従事については、機械の部分の追加した1名は総合サービスの社員の方で担うことが可能であるという調整ができましたので、この、今あるような形で表を修正することになるということで、外郭団体の方からは、年度が始まる前ですので、変更後の状態で中期計画の方を設定してやりたいということで変更の申入れがあったというものでございます。

これが別紙なので、2枚戻っていただいて、先ほどの目標のところです。この表も反映する形で、目標値の令和5年度のところで、別紙に示す8名分の業務量以上ということで、7名だったのを8名にしていまして、あと、括弧内の令和5年度における業務全体の想定業務量が、もともと8名でしていたところを10名分と増やしまして、10名のうち8名を総合サービスでやりますよという計画の変更でございます。

変更内容については以上でございまして、こういった変更の申請がありましたので、水道局の方で局の監理委員会を開きまして審議しまして、これに対しては、同じページの左側に局が団体に求める目標を設定していますが、そちら、指標Ⅰの目標値のところで、令和5年度は7名分の業務量以上というのを目標で求めていますので、今回の変更というのはその範囲内の変更になりますので、局としても同意したところでございます。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問等があればよろしくお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

表現の仕方について、ちょっと違和感があるので、御意見をお伺いしたいんですけども、新しい目標値、令和5年度のところで、「別紙に示す8名分の業務量以上」というふうに書かれているんですけども、8名から超える余地があるのかという違和感と、あとは目標値ですので、それを超えればいいので、以上という表現は要らないのかなという気はしますので、何で以上というような表現を加えておられるのかというところをちょっとお伺いしたいんですけども。

【水道局】 もともと、変更前も7名分の業務量以上ということで設定させていただきました。今回は年度前に分かったことですので、そこは、それに沿って団体の方は計画を立てるので、8名分としたと。ただ、団体からしても、じゃ、絶対8名しかしないのではなくて、もし年度途中で何かがあって、必要があれば、それ以上はやりますよという意味で以上にしておりますので、特段そこに対して、8名しかやりませんよということではな

いですという理解をしておるんですけども。

【上崎委員】 ですから、変わる余地があるのかというところと、あとはやっぱり先ほど申し上げたように、目標値なので、別に8を超えても、それはそれで特に問題はないのかなという気もするんですけども。

【水道局】 そうですね、変わる余地は、今のところはないですけど、年度に入ってから変わる余地はゼロではありません。そのときも、要は設定したときからで言えば、それ以上やりますよという目標を立てているので、特にそこは、逆に言えば変えていないという。8名分以上やるという目標を変えてないという認識をしているんですけども。

【上崎委員】 表現なので、特に違和感がないということであれば結構です。承知いたしました。

【堀野委員長】 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

【村田委員】 委員の村田ですけども、お願いします。

業務量が増えたということで、そのリソースといいますか、人員の確保はもう既になされているのでしょうか。

【水道局】 先ほどの別紙のところでもございますけれども、実際に8名分といっても、いろんな職種の人でしか対応できない業務がありますので、その辺りは、こういう変更があった段階で会社の方で用意できるかとかいうのは計算した上で、できるという見通しが立ったので、今回計画も変更しますということです。準備はできておりますし、もう年度入っていますので、実際に従事する予定です。

【村田委員】 ありがとうございます。

【小林委員】 委員の小林です。

今の質問に少し関連するところではあるのですが、中期計画の方にプロパー社員の拡充ということが書かれておりまして、プロパー社員のおおよその年度ごとの採用人数ですとか、大体の年代、何十代の方、20代とか30代の方、そういったことがお分かりでしたら教えてください。

【水道局】 採用のところは、会社としては、今回の業務というのは、会社全体のすごく少ない業務でして、会社全体では、ほかの業務に充てる社員を、正社員、正社員じゃない者も含めて採用しているのかはちょっと分からないんですけども、今回の業務については、特にこのために採用したとかいうのではなかったですね。既存でいる社員の中から今回の支援業務に充てる社員を設定してもらっているというふうに聞いております。

【小林委員】 どうもありがとうございます。

【水道局】 追加しますと、もちろんこの目標であるように、課題として、やっぱり市の職員、水道局の職員が技術力を持っていますので、その者が中心になってやっているという会社でございまして、ただそれだと定年後の話なので、要は会社を回していこうと思うと、やっぱり若い世代を採用して、長期的に持続できるようにしていかなければいけないのが課題でございまして、そのために、昨年度も採用は2名以上しているというふうには聞いております。ただ、なかなかそういう若い方が今、獲得は難しいというふうにも聞いております。

【小林委員】 中期計画の方にプロパー社員の育成が課題ということで書かれていましたので、ちょっと関連してお伺いしました。ありがとうございました。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

ここの括弧書きで、「水道事業者退職者」というふうな表現を使われていらっしゃいますけども、これは、他の大阪市以外の水道事業に携わった方の採用というのも、この会社は結構あるものなんではないかというのが1点と、あと将来的には、プロパーの方に全部移していかれるということが目標なんですか。退職者であれば、定年かどうかはちょっと分かりませんが、かなり高齢の方かと思うんですけど、プロパーの方にこういう事務を移していきたいという今の状況というふうに考えたらよろしいのでしょうか。

【水道局】 ありがとうございます。

1点目は、大阪市以外の団体から退職された方も入っていますし、会社も、局の職員だけじゃ、年度によっては足りない場合とかもありますので、積極的にリクルート活動をしているというふうに聞いております。

2点目なんですが、先ほどの質問でも申しました、メインはやっぱり水道局で行政事業者としてやっていた経験というのが、他都市からすると望まれていまして、そこに期待されて支援を依頼しているので、完全にプロパーの方だけでというのは難しいと思っています。ただ、今後、公務員の定年延長の話もありますので、なかなか確保も難しいという状況は見えていますので、できるだけ育てていく人を増やしていこうと。そこでうまく融合して、両方ともミックスしながら持続できないかなというのが会社が考えているところでございます。

【佐藤委員】 あともう1点。

このアドバイザーと監督支援というのはかなりベテランでないとできないというよう

な理解でよろしいんですか。もう退職されるに近い方ということになるのでしょうか。

【水道局】 大阪市水道局連携推進課担当係長の細川がお答えします。

アドバイザー業務につきましては、やはり高度な知識等が必要になってきます。ただ、退職直前までは言わなくても、中堅、主担クラスと呼ばれるような、一定ベテランの職員のレベルというような形となります。監督補助についても同等でございまして、大阪市における採用5年、10年以上くらいの中堅職員と言われるスキルが必要かと思われます。

以上でございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 委員の堀野からもちっと質問させていただきますが、この指標Ⅰ－1というのは、大阪市が受託する契約の中で、それをある意味下請といいますか、そういうことで受ける業務に、この水道総合サービスの職員が当たると。かつ、それがプロパーが増えるようにと、そういう方向性で考えておられるということですね。

【水道局】 そうです。あくまでも、ほかの自治体は大阪市に支援を求めてくると。です。その関係で協定なり契約を結んで、もちろん同意を得た上で、実務としては大阪水道総合サービスも含めて対応しますよというふうにしております。

【堀野委員長】 大阪市出身の方が多いということが信頼性につながっているということですが、それは設立が平成20年なので、十数年という、まだ会社としては歴が浅いということで、まだ大阪市出身ということが会社としての信用力の基礎になっている、実績がまだ比較的少ないということがあってということになるのでしょうかね。

【水道局】 株式会社化になる前も法人としてはありましたので、ずっと歴史は長いですね。株式会社にしてからは、おっしゃったように10年ちょっとなんですけど。

【堀野委員長】 そうすると、難しいですね。プロパーが多くなるというのが、今いいことなのかというと、大阪市出身者が多いということが会社の信頼につながっているのであれば、プロパーを増やしていくということが必ずしもその意向と合致していないのかなというふうに、ちょっと今、受け止めてしまったので、そこはまた別の会社としての成長の問題でしょうかね、プロパーを増やしていくというのは。

【水道局】 今の御指摘、ごもっともでございまして、やっぱりほかの団体からしたら、大阪市出身者がいる、しかも今回、こうやって外郭団体に指定して、大阪市も会社の人材育成に携わっているのを依頼いただいているというのはあります。そうなったら、そういった職員がどんどん減っていつてしまう中で、我々として、会社も課題としている大阪市

職員レベルの人材をいかに育てるかというのが課題でございますので、そこになる努力もしてもらっているところです。

【堀野委員長】 実力を伴わせるためにということで、分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、大阪市水道総合サービスの中期計画の変更に対する質疑応答については以上で終了いたします。ありがとうございました。

意見の取りまとめとしては、特段意見はなしでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 じゃ、お願いします。

(2) 大阪市住宅供給公社の中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から御説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

大阪市住宅供給公社において中期計画が変更され、所管所属である都市整備局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、併せて御報告いたします。

内容につきましては、所管所属より御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、大阪市住宅供給公社の中期計画の変更について、所管所属から御説明をお願いいたします。

【都市整備局】 都市整備局企画部住宅政策課長の小原でございます。よろしくお願いいたします。

大阪市住宅供給公社の中期計画の変更について御説明をいたします。

今回の変更は、令和5年3月27日付けで中期目標の期間を1年延長したことに伴う計画期間の延長と目標の設定を行うものでございます。

資料の説明に入ります前に、まず中期目標の期間を延長した経過、理由を御説明させていただきます。

住宅供給公社の中期目標、中期計画につきましては、延長前の期間が令和4年度で終了する予定でありましたため、4年度中に期間終了時の検討を行う必要がございました。一方で、大阪市住宅供給公社につきましては、平成17年度から経営改善を計画的、継続的に実施しておりまして、経営改善が一定進んできたことから、改めて公社の役割や経営形態についてどのようにあるべきか、今後の在り方を検討するということになりまして、令和3年度と4年度の2年間で外部専門家による分析や有識者会議を活用するなど、詳細検討を行ってまいりました。検討の結果、現時点では地方住宅供給公社として継続して、当面、公社形態の利点を生かしつつ、本市住宅施策における役割を果たしていくことが市民の受益と負担の観点から最も適切であるとの方向性を取りまとめ、庁内調整及び議会への説明を経て、本年3月末に報告書を公表いたしました。

中期目標の期間終了時の検討に当たりましては、市会での議論を踏まえまして、本市が取りまとめた方向性を下に、外郭団体の指定の必要性や指定理由、具体的な次期中期目標等を整理する必要があると思いますが、これらを確定させるには一定の期間を要することから、中期目標の期間を暫定的に1年延長し、令和5年度中に改めて中期目標期間終了時の検討を行うこととしたものでございます。

それでは、お手元の報告書、中期計画の概要に沿って、変更箇所を中心に御説明をいたします。

まず、2の期間につきまして、変更前は令和5年3月末までであったものを令和6年3月31日までと、計画期間を1年延長いたします。

次に、4の各事業年度の事業経営についての目標でございますが、指標Ⅰ、子育て世帯をはじめとする中堅層の居住ニーズに対応している住戸の割合につきましては、公社賃貸住宅を子育て世帯をはじめとする中堅層の居住ニーズの変化に適切に対応していくため、和室二間続きの住戸タイプの仕様変更やリノベーションによる間取り変更などの手法により、退去後の物件を住戸タイプに応じて計画的に改修し、提供していくということとしており、住戸改修の実施戸数並びに中堅層の居住ニーズに対応している住戸の割合を期間延長後の令和5年12月末で2,005戸、89%に、令和6年3月末で2,009戸、89.1%に、それぞ

れ変更の追加をいたしております。

また、指標Ⅱ、新規入居世帯に占める中堅層の割合につきましては、子育て世帯をはじめとする中堅層に対し、募集住戸の情報が確実に届くよう、利用頻度の高い不動産情報サイトへの掲載ですとか、子育てに関するイベントを実施している施設に対し、募集パンフレットを配布するなど、積極的な情報発信を行うとともに、新婚・子育て世帯に対する家賃補助などを実施し、中堅層の負担軽減を図ることにより、新規入居世帯に占める中堅層の割合を期間延長後の令和5年度においても90%を維持することといたしております。

次に、5の各事業年度の財務運営についての目標でございますが、健全な経営を維持するためには収入の確保が重要であることから、主な事業収入である公社賃貸住宅の家賃収入におきまして、指標Ⅰ、実収入率につきましては、期間延長後の令和5年度においても90%を維持、指標Ⅱ、収納率につきましては、令和5年度においても99.65%を維持することといたしております。次に、指標Ⅲ、有利子負債残高の縮減につきましては、大阪市や住宅金融支援機構等からの事業資産に対する有利子負債を確実に返済することにより金利負担が軽減され、より経営が安定することから、指標として設定しているものでございまして、期間延長後の令和6年度の期首残高を472億3,000万円にすることといたしております。

最後に、6の所管所属の見解でございますが、本件変更につきまして、事業経営の目標値は、中期目標の目標値を達成する計画となっていて妥当なものであり、また財務運営の目標につきましても、健全かつ安定的な経営を行うための指標、目標値が設定されており、事業経営の目標を達成するための財政基盤が確保されるものとして妥当なものであると考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田ですけれども、よろしくお願いいたします。

直接関係することじゃないかもしれないんですけども、基礎知識として教えていただきたいんですけども、民間の賃貸住宅に比べまして、平均入居率というのが非常に高いように見えるんですけども、これは何か民間住宅とは異なるような特徴があるのかということと、あと、中堅層の割合90%という目標を掲げられておりますけれども、これ、入居時に特に募集要件がなければ、なかなか狙い定めたように中堅層だけということは難しいと思

うんですけど、これはやはり入居時に何か募集要件か何かで、この中堅層というのをターゲットにしているような施策を取られているのか、この2点を教えていただきたいと思います。

【都市整備局】 まず、1点目の入居率につきましては、御指摘のとおり、おおむね96%程度で推移をしております。公社の賃貸住宅物件については、おおむね築30年未満のものが多くございまして、あと部屋の規模につきましても50平米から60平米台ということでファミリー向けのものが多いと。それらの住宅につきまして、かつては少し空いているところもあったんですけども、そのような物件につきましては、子育て世帯のニーズに合わせたリノベーションですとか、子どもさんの安全に配慮した住戸改修とか、そういったニーズに対応した改修をして、ストックを少しずつ良くしていっているといった工夫もありまして。あと公的団体である公社の物件ということで、直接公社の方にお越しいただいて物件を探されるということもございます。そういった幾つかの要素が重なって、常に一定の入居率が保てているのかなというふうに考えております。

あと、募集時につきましては、公的住宅ですので、高齢者の入居を拒むということとはできないんですけども、今申し上げたような中堅層をターゲットにした物件のストックが多いということで、基本的に中堅層からのお申込みが多いということがベースにあるのかなと。あと、中堅層向けの物件によっては、新婚・子育て世帯を対象とした入居時の初期負担の軽減ということで、期間限定で家賃のキャッシュバックのキャンペーンといった取組もしていますので、そういったこともあって、中堅層の方に入居いただいているのかなというふうに思っております。

【村田委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、大阪市住宅供給公社の中期計画の変更に対する質疑応答については以上で終了いたします。

意見の取りまとめとしても、特段意見はないということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 じゃ、お願いします。

(3) (公財)大阪国際交流センターの令和5年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定につ

いて

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

外郭団体は、所管所属と協議して、評価の指標及び当該指標による目標を設定し、当該目標を中期計画及び年度計画に定めることとなっております。

本日は、公益財団法人大阪国際交流センターにおいて設定した令和5年度事業経営評価に係る指標及び目標について、所管所属である経済戦略局を通じて提出がありましたので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づき、御報告いたします。

詳細につきましては、法人担当課長代理の秋山から御説明させていただきます。

【秋山法人担当課長代理】 それでは、資料は（3）、指標・目標設定（年度計画）の概要【国流】のファイルを御覧ください。

1 ページ目の最初に団体名、所管所属名、その下、1 の欄に当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容の記載がございまして、これらの団体は、外国人住民が地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこととしております。

その下、2 の欄の左半分が令和6年3月末までの中期目標に掲げた内容を抜粋して転記しております。右半分に、今回御報告させていただきます令和5年度の年度計画の対象事業活動の評価の指標及び目標、続く3 の欄には、財務運営に関する評価の指標及び目標と、その説明が記載されております。

今年2月2日の第201回評価委員会におきまして、令和4年度の対象事業活動の実績についての経営評価の結果を諮問いたしましたところ、委員会からは特に御意見はありませんでしたので、令和5年度の指標・目標につきましては、中期計画から変更なく設定されております。また、一番下の4 の欄には所管所属の見解として、団体の指標・目標は妥当であるとの見解が記載されております。

御参考としまして、ファイルの次のページから中期計画の概要を添付しておりますので、御確認ください。

簡単ではございますが、御説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。特にはないということによろしいでしょうか。何か、もしございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 でしたら、これで特段意見もなしということでお願いたします。

(4) (社福)大阪社会医療センターの令和5年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から御説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

先ほどと同様に、社会福祉法人大阪社会医療センターにおいて設定した令和5年度事業経営評価に係る指標及び目標について、所管所属である福祉局を通じて提出がありましたので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づき、御報告いたします。

詳細につきましては、法人担当課長代理の秋山から御説明させていただきます。

【秋山法人担当課長代理】 資料は(4)、指標・目標設定(年度計画)の概要【社医C】のファイルを御覧ください。

様式は、先ほどの大阪国際交流センターと同じでございます。

団体名、所管所属の下、1の欄には当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容になっておりまして、あいりん地域及びその周辺地域において、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供することとされております。

その下、2の欄の左半分が令和7年3月末までの中期目標に掲げた内容を抜粋して明記しておりまして、右半分が今回御報告させていただきます令和5年度の年度計画の対象事業活動の評価の指標及び目標、その下、3の欄に財務運営に関する評価の指標及び目標とその説明が記載されています。

こちら、今年2月2日の第201回評価委員会におきまして、令和4年度の対象事業活動についての経営評価の結果を諮問いたしましたところ、委員会から特に御意見はありませんでしたので、令和5年度の指標・目標につきましては、中期計画から変更なく設定され

ております。

一番下の4の欄には所管所属の見解が示されておりまして、団体の指標・目標は妥当であるとの見解が記載されております。

御参考としまして、ファイルの次のページに中期計画の内容を添付しておりますので、御確認ください。

簡単ではございますが、御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問等があればお願いいたします。こちらも特にですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、社会福祉法人大阪社会医療センターの令和5年度事業経営評価に係る指標・目標の設定に関する質疑応答については以上で終了します。

(5) (株)大阪港トランスポートシステムの令和5年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

先ほどと同様に、株式会社大阪港トランスポートシステムにおいて設定した令和5年度事業経営評価に係る指標及び目標について、所管所属である大阪港湾局を通じて提出がありましたので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づき、御報告いたします。

詳細につきましては、法人担当課長代理の秋山から御説明させていただきます。

【秋山法人担当課長代理】 資料は(5)、指標・目標設定(年度計画)の概要【O T S】のファイルを御覧ください。

様式は先ほどと同じとなっております。

令和4年度の対象事業活動についての経営評価の結果を今年3月16日の第205回評価委員会にて諮問いたしましたところ、特に御意見はありませんでしたので、令和5年度の指標・目標につきましては、中期計画からの変更はございません。

また、一番下の4の欄に所管所属の見解として、指標・目標は妥当であるということが

記載されております。

御参考に、次のページに中期計画の概要を添付しております。

簡単ではございますが、御説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問等があればお願いいたします。特にはなしでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、株式会社大阪港トランスポートシステムの令和5年度事業経営評価に係る指標・目標の設定に係る質疑応答については以上で終了いたします。意見も特にはなしということをお願いします。

(6) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

総務局長が所管所属長である健康局長から報告を受けた外郭団体等に対する本市の関与の内容の変更について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づき、その内容を報告させていただきます。

内容につきましては、法人担当課長代理の秋山から御説明いたします。

【秋山法人担当課長代理】 では、御説明させていただきます。

外郭団体等に対する関与の内容の変更について、要綱第7条第4項に基づき、影響力の強化に当たらない事項として、総務局長が所管所属長から報告を受け、外郭団体評価委員会の意見を聴かずに処理した事項が新たに1件ございましたので、御報告いたします。

資料は(6)、協議事項等報告資料のファイルを御覧ください。

内容としましては、監理対象出資法人である地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所から、本年4月1日付けで本市が現物出資していた建物が返納され、4月20日に総務局長宛てに報告のあったものです。

当該法人は、平成29年4月に大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門を統合して設置された団体で、その際、大阪府と大阪市からそれぞれ建物が現物出資

されておりましたが、新築建物が完成し、今年1月にそちらへの移転を終えたため、本件建物を要しなくなりました。本件建物の返納により、本市の出資比率は33.8%から32.5%に減少しており、手続としては、昨年9月に市会で不要財産として納付することの認可等に係る議決等を経て本市へ返納されたものであるもので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条の規定の趣旨にのっとったものと認められるため、同意いたしました。

なお、本件建物につきましては、敷地とともに売却の方向であるとのことでした。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いいたします。こちらもよろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告に対する質疑応答については以上で終了いたします。

では、次の案件に移ります前に、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方は御退室願います。